

島根森林活用地域協議会事務処理規程

平成25年7月10日制定

平成29年5月25日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和6年4月5日一部改正

令和7年4月14日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、島根森林活用地域協議会（以下「地域協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 地域協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 地域協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)	(事務分担組織) (責任者)
一 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金及び地方公共団体からの負担金に係る事務	会長が認めた者
二 里山林活性化による多面的機能発揮対策推進交付金に係る事務	会長が認めた者

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る島根森林活用地域協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る島根森林活用地域協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月31日付け6林整森第266号林野庁長官通知）、島根森林活用地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月10日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年5月25日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年4月5日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年4月14日から施行する。